

研究論文

音楽振興法^{注1)}からみる高等学校学習指導要領の変遷

—第6次から第8次学習指導要領「音楽Ⅰ」の目標を比較して—

玉 木 裕 (北海道石狩翔陽高等学校)

抄 録

1994年に制定された音楽振興法^{注1)}は、生涯学習社会への移行を意識して、学校教育や社会教育などでの音楽学習について環境を整備し、我が国の音楽文化の振興を図ることを目的としている。このために、(財)音楽文化創造が設立されたが、その活動は主に社会教育の範囲内にあり、学校教育以外の場が中心である。

一方、学校教育には、教育内容や学習事項の編成基準を示す法令として、学習指導要領が存在する。音楽振興法は、その学習指導要領にどのような変化をもたらしたのであろうか。

本研究は、音楽振興法の理念が学校教育に対して与えた影響を、学習指導要領の教科・科目の目標の変遷をとおして考えようとするものである。そして、生涯学習からの視点で学習指導要領を考察することにより、学校教育でのこれからの音楽学習のあり方を見つめる。

キーワード：音楽科教育、音楽振興法、学習指導要領、生涯学習、新教育基本法

I. 問題の所在、及び研究の目的

筆者は、前号での研究報告「生涯学習の視点からみる音楽科教育—音楽振興法とフィンランドの教育思想をとおして—」において、音楽教育と音楽文化の憲法ともいふべき「音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律」(略称：音楽振興法)が、生涯学習の観点から主体的、自発的、そして自律的な子どもたちの育成をめざしていることを、フィンランドの教育思想と絡めながら確認し、検証した^{注2)}。

音楽振興法は、学校教育や社会教育を問わず、広義の「音楽学習」について環境を整備し、我が国の音楽文化の振興を図ることを第一義としている。さらには、学校教育での音楽に関する教育、いわゆる教育音楽のみならず、お稽古事としての学習(ピアノ、バイオリンの個人指導等)などを含んだ、包括的な音楽教育についての理念を示す「宣言法」としての意味をも持つものでもある。したがって、宣言法である故に、理念を具体的な形として実現させるためには、事業を推進する公益法人などの団体や、より具体的な内容を含んだ法令、法文を策定することに待つ部分が多い。

音楽振興法の理念に基づく推進事業を行っている公益法人団体として、1996年に(財)音楽文化創造が組織されている。その活動内容は、音楽学習に関する指導員(生涯

学習音楽指導員)を養成したり、音楽に関する学習成果の評価システム(音楽検定)の制度を設けたりしていることに代表され、学校教育以外の部分での音楽教育を中心としている。

一方、学校教育に関していえば、教育内容や学習事項の編成基準を示す法令として、学習指導要領が存在する。しかし、音楽振興法の理念が学校教育にどのような影響を与え、具体的な教育内容として学習指導要領にどのように記載されているのかを整理した研究は、現在のところほとんど見られない。

そこで、教育実践の現場での教師でもある筆者は、この音楽振興法が学校教育に与えた影響の有無及びその実態を、生涯学習の理念という視点から学習指導要領の本文と学習指導要領解説の記載内容を読み解くことにより調査し、明らかにしたいと考えた。

この調査対象は、筆者が勤務している校種の教育内容の基準となる「高等学校学習指導要領」及び「高等学校学習指導要領解説芸術編(音楽)」とする。そのなかでも、多くの学校が必修選択として設定している芸術科でⅠを付した科目、つまり音楽でいえば「音楽Ⅰ」の、特に「目標」の文言を比較検討することでその目的を果たしたい。

また、音楽振興法が1994年に制定されていることから、その調査範囲は、1994年当時の現行学習指導要領であった第6次学習指導要領から、最新の学習指導要領と

して2013年の入学生から年次進行により段階的に適用される第8次学習指導要領までとする。

なお、2006年に改正され、学習指導要領にとって直接の上位の法律にあたる新教育基本法についても、音楽振興法が間接的に学習指導要領に与えた影響を示すものとして考察を行うこととする。

Ⅱ. 音楽振興法の目的と対象

この章では、音楽振興法の目的、およびその対象について確認する。

音楽振興法の目的は、その第1条に次のように記載されている。

「この法律は、音楽文化が明るく豊かな国民生活の形成並びに国際相互理解及び国際文化交流の促進に大きく資することにかんがみ、生涯学習の一環としての音楽学習に係る環境の整備に関する施策の基本等について定めることにより、我が国の音楽文化の振興を図り、もって世界文化の進歩及び国際平和に寄与することを目的とする¹⁾。」

一般に文化とは、「社会を構成する人々によって習得・共有・伝達される行動様式ないし生活様式の総体²⁾」と説明される。とりわけ、音楽を含む芸術は、主として精神的活動から生み出されるものである。そのような、まさに人間の心から生み出される本質的な精神の活動の結果としての音楽文化の振興を、生涯学習の活動をとおして促進し、その結果国民の文化的生活のますますの向上を図るものとして存在することが、この法律の意義である。

第1条にある「音楽学習」という語句だが、このことばの定義として、第2条第2項には次のように記述されている。

「この法律において「音楽学習」とは、学校教育に係わる学習、家庭教育に係る学習、社会教育に係る学習、文化活動その他の生涯学習の諸活動であって、音楽に係るものをいう³⁾。」

ここでは学習の場面として、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動その他の生涯学習の諸活動の四つを明確にあげ想定している。いい方をかえれば、そのすべての場面に係る法律として、音楽振興法は存在しているのである。あとで述べるが、この法令がこのように広い範囲の学習の場면을守備範囲とすることは、数ある生涯学習の法令のなかでも貴重なものであり、非常に意味のある存在となる。

本研究は、その四つの学習の場面のうち、特に学校教育に関する部分について着目し、音楽振興法の果たしている役割を、学校教育における教育課程の基準として存

在する学習指導要領について分析することで考察するものである。

Ⅲ. 音楽振興法の制定と学習指導要領の改訂

音楽振興法の存在は、学校現場の教員にはあまり知られていないといっても過言ではない。これは、音楽の教員にとっても当てはまることである。筆者が昨年度、音楽振興法に関する研究発表を行った時の話であるが、偶然に参加していたある地方自治体の教育委員会の音楽担当指導主事ですら、この法律の存在について知らなかった事実があるほどである。

もっとも、このことは音楽振興法が生涯学習についての法律であっても、前章であげた四つの学習場面のうち、学校教育以外の、広義の社会教育のための法律であるように運用されているからであると推測できる。また、違う言説をすれば、一般的に生涯学習には、学校教育に係わる学習や活動が含まれないかのように思われているからともいえる。

さらにいえば、これらは我が国最初の生涯学習ということばを用いた1990年に制定された「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」において、条文のなかに生涯学習の定義がきちんとなされていないために生じている問題ともいうことができる。

このことについては別の論に委ねることとして、それ以外にもこの法律が広義の社会教育のみを守備範囲としていていると思われる理由に、音楽振興法がどのように制定されたのかという成立の経緯そのものも関係してくるのである。

拙稿にもあるように、国会議員への音楽家の陳情がきっかけで、1977年に超党派の「音楽議員連盟」が発足し、1986年に「音楽議員連盟振興会議」が設立された。また、民間の立場からの団体として、1987年に「音楽教育を考える国民会議」が設立され、それが1991年に「音楽教育国民会議」となり、特に音楽振興法の制定の必要性を盛んに訴えていたのであった。その結果、音楽議員連盟のなかに「音楽教育振興法委員会」が設置され、のちの1993年に「音楽文化振興のための環境整備に関する四つの緊急提案」をまとめ、その後、議員立法により、1994年11月に「音楽振興法」が制定されたのであった^{注3)}。つまり、この法律が制定されたきっかけは、学校教育からの働きかけというより、社会一般でいう音楽家、あるいは音楽を愛好する方々の積極的な行動によるものだったのである。

一方、学校教育で教育内容や学習事項の編成基準を示す法令としての学習指導要領は、アメリカの「コース・オブ・スタディ」の考え方をモデルとし、1947年に試案

として当時の文部省から発表されたことがスタートになっている。その後、1951年に試案のまま第2次学習指導要領として改訂され、1958年からは試案の文字もとれて文部省告示として法的拘束力を持つものとして改訂され（第3次）、1968～70年に第4次、1977～78年に第5次、1989年に第6次、1998～99年に第7次、そして2008～09年に第8次学習指導要領として改訂を重ねていったのである。なお、改訂が複数年にわたっているのは、校種によって年度をずらして改訂しているためである。また、第1次、第2次学習指導要領（どちらも試案）の時期では、特に高等学校において部分的に改訂が幾度か繰り返され、教科によっても改訂年度が異なっているような状態であった^{注4)}。

IV. 第6次高等学校学習指導要領「音楽Ⅰ」

この章以降、生涯学習の視点から学習指導要領を分析する。ここから先は、特にことわりがない限り、学習指導要領とは高等学校学習指導要領を指すこととする。

第6次学習指導要領は、当時の教育課程審議会の答申を踏まえ、1989年3月15日に告示された。その答申のなかで音楽関係の改善については、次のような基本方針が示されている。

「小学校、中学校及び高等学校を通じて音楽に対する豊かな感性を培うことに重点を置き、児童生徒の発達段階に即して個性的、創造的な学習活動が活発に行われるよう内容の改善を図る。（改行）その際、小学校においては、音楽性の基礎を培うとともに、児童に音楽活動の喜びを得させること、中学校及び高等学校においては、生徒の音楽性の伸長と主体的な学習態度の育成を図るとともに、わが国及び諸外国の音楽文化に対する理解と関心を深め、幅広く豊かな音楽観を育成することを重視する⁴⁾。」

この方針をうけて、高等学校における音楽の最初の段階の科目である「音楽Ⅰ」の目標は、以下のように制定される。

「音楽の諸活動を通して、創造的な表現の能力を伸ばし、鑑賞の能力を高めるとともに、音楽に対する豊かな感性と音楽を愛好する心情を養う⁵⁾。」

この第6次学習指導要領では、特に音楽性と音楽に対する豊かな感性を育てることが重視された。それは、先にもあげた教育課程審議会の、教育課程の基準の改善の四つのねらいの一つである「心豊かな人間の育成」によるところが大きい。学習指導要領解説によれば、「豊かな心の育成に欠くことのできない重要な資質の一つが感性である」といい、「よさや美しさなどを感じ取る力や美的感覚など「美に対する感性」は、芸術的な能力に含

まれるものと考えられるが、現代の生徒の実態を見ると、知的理解には優れていても、感性の面では優れているとは言えないことが多い」という^{注5)}。このことから「感性」を高めることの充実を図ることを、この学習指導要領の改訂にあたって重要視したのである。

V. 第7次高等学校学習指導要領「音楽Ⅰ」

第7次学習指導要領は、1996年の中央教育審議会第一次答申や、その答申に留意しつつ審議し教育課程審議会から1998年に答申された教育課程の基準の改訂方針に基づき、1999年3月29日に改訂し告示された。

1998年に答申された際の教育課程審議会の教育課程の基準は、以下の方針から説明される。

- ① 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること。
- ② 自ら学び、自ら考える力を育成すること。
- ③ ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること。
- ④ 各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること⁶⁾。

第7次学習指導要領は、完全週5日制の導入下における初の学習指導要領となる。そのコンセプトは、「ゆとり」のなかで特色ある教育を展開し、子どもたちに「生きる力」を育成することにあった。「生きる力」に絡んで、他の教科時数を減らしてまでも、新しく「総合的な学習の時間」を創設し、さらに高等学校にあっては、普通教育に関する教科として「情報」を新設したのである。

そのなかにおいて、「音楽Ⅰ」の目標は以下のとおりである。

「音楽の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばす⁷⁾。」

第6次学習指導要領との文言の違いを指摘しておく。

まず文章全体についていえば、センテンスの順序が入れ替わっていることが大きな違いである。つまり、目標における柱となる語句の順序に変化があったのである。第6次学習指導要領では、「能力」、「感性」、そして最後に「心情」であったのだが、第7次学習指導要領においては、まず「心情」が先にあり、その後に「感性」、「能力」となっている。

このことについて、学習指導要領解説によれば「このような改訂を行ったのは、生徒が楽しく音楽とかかわることの大切さを踏まえ、まず、技能面よりも情意面を重視したからである」とあり、「生涯学習の視点からもき

わめて重要なことである」という^{注6)}。

この生涯学習の重視に係わる直接的な言説は、第6次から第7次学習指導要領の告示までの期間に、音楽振興法が制定されていることから考え、同法が学校教育に何らかの影響を与えたといえる部分であるといえよう。

次に、個々の語句の違いについて考察したい。

まず一つ目は、従来の「音楽の諸活動を通して」が、「音楽の幅広い活動を通して」となった点である。「諸活動」も「幅広い活動も」、どちらも抽象的な表現ではあるが、目標のあとに記述されている学習指導要領の「内容」から考えたときに、いずれも表現活動（歌唱、器楽、創作）と鑑賞活動を通して学習が行われることを示していることがわかる。そのうえで、この第7次学習指導要領では、「生徒一人一人が興味・関心等をもちながら幅広く音楽にかかわっていくことを通して、全体的に学習できるように取り扱う⁸⁾」ことを示しているのである。

「音楽Ⅰ」の科目を含めた、芸術科という教科としての目標の解説の中に、この「幅広い活動」について、以下のような説明がある。

「この「幅広い活動」とは、様々なことを数多く体験するというのみではなく、生徒一人一人が内発的な動機に基づいて、多様な観点から芸術に対して主体的にかかわりをもっていくことを基本としたものである⁹⁾。」

「内発的な動機」や「芸術に対して主体的にかかわりをもっていく」などの表現は、まさに生涯学習における学びの特徴に他ならない^{注7)}。したがって、「幅広い活動」の語句の示す本質的な意味は、本格的な生涯学習社会への移行を十分に念頭に置いたものとしていってよいだろう。

二つ目は、従来の「創造的な表現の能力を伸ばし、鑑賞の能力を高める」が、「創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばす」となった点である。一見ほとんど同じ文章表現として見えるものの、読点により二つに分かれているかいないかは、「創造的な」という修飾語がどの言葉にかかっているかという、きわめて大切な問題となる。

前者では文章が二つに分割されており、「創造的な」ということばは、「表現」だけにかかっているといえることができる。一方、後者では「表現」のみならず「鑑賞」にも明確にかかっていると読み取れる。このことについては、学習指導要領解説にも同様の趣旨のことがきちんと説明されており、「留意する必要がある」とまで明言しているところである^{注8)}。つまり、従来以上にこの第7次学習指導要領では、「鑑賞」の分野に重きをおいたものとして告示されたといえるのである。

さらに、第7次学習指導要領の芸術科の改訂の要点を見ると、その3番目である（ウ）として「生涯にわたっ

て芸術を愛好する心情を育てる観点から、一層鑑賞活動を重視する（後略）」とある。その文字どおり、生涯学習社会を意識した内容をめざしているのである。

Ⅵ. 第8次高等学校学習指導要領「音楽Ⅰ」

第7次学習指導要領の告示から第8次学習指導要領の告示までの間に、教育界にとって大きな出来事があった。それは、教育の憲法ともいべき教育基本法の全部改正である。

第二次世界大戦後、日本における民主主義、自由主義の定着を願って、日本国憲法と教育基本法は制定された。法律の法律といわれる日本国憲法はもちろんのこと、教育の憲法として教育基本法が果たしてきた実質的、精神的功績は非常に大きいものがある。その教育基本法が、制定されてから約60年の歳月を経て、初めて2006年12月に改定されたのである。

これに伴って、2007年6月には学校教育法をはじめとする教育三法が改正された。この改正された内容によれば、各学校種における目的・目標の見直し、学校での組織や教育委員会などの地方教育行政の組織や運営の見直し、また教員免許更新制や、いわゆる不適格教員などの人事管理などの厳格化を図ろうとしていることがうかがえる。

また、中央省庁等改革の一環として中央省庁の組織そのものも大きく変化し、文部省が文部科学省に再編されたことをはじめ、旧中央教育審議会も教育課程審議会を含む他の六つの審議会と整理統合され、五つの分科会からなる新中央教育審議会となった。それに伴って、教育課程の基準を改定する直接の提言先であった教育課程審議会は、新中央教育審議会の五つの分科会のうちの初等中等教育分科会に属し、さらにそのなかの教育課程部会となって組織し直されている。

さらにこの他にも、第8次学習指導要領の改訂に影響を与えたものとして、2000年から3年ごとに行われてきた、OECD（経済協力開発機構）による「生徒の学習到達度調査」、いわゆるPISA調査があげられる。日本の子どもたちに係る学校教育の課題を明らかにし、先にも述べた教育基本法の改正にも大きな影響を与えたこのPISA調査は、21世紀を生きる日本の子どもたちの教育を、その根本からあらためて考え直す起爆剤となったのである。

以上のような経緯を踏まえ、学習指導要領の改善についての審議が行われ、2008年1月に中央教育審議会の答申が行われた。基本的な考え方は、以下の7点である。

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有

- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考的・判断的・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実¹⁰⁾

特筆すべきことは、PISA 調査を踏まえて、③ないしは④の項目をきちんと掲げることで、前回の学習指導要領改訂で総合的な学習の時間の創設により授業時数が減った基礎的教科に対し、時間の確保を図った点であろう。そして、学習によって得られる質の変化をもねらって、④での活動をさらに重視しているのである。

これらの基本的な考え方を受けて改訂された第8次学習指導要領の「音楽Ⅰ」の目標は、以下のとおりである。

「音楽の幅広い活動を通して、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深める¹¹⁾。」

第7次学習指導要領と文章の構成そのものには変更がないが、従来の目標に対し「生涯にわたり」が加わったことと、「音楽文化についての理解を深める」が新しく加わったことの二点が改善点としてあげられる。

一つ目の「生涯にわたって」の語句であるが、学習指導要領に使用されたものとしては新しい語句ではなく、既に第7次学習指導要領の「音楽Ⅲ」の目標から使われてきたものである。その「音楽Ⅲ」の目標で使用されたことについて、当時の学習指導要領解説では、「小・中・高等学校を通じて音楽学習としての最終の科目であり、音楽文化に対する総合的な教養を高め、生涯学習の基礎を身に付けさせることを目指しているから¹²⁾」と説明する。

これは大変問題を含んだ説明であり、この文言に生涯学習に対するこの当時の基本的な考え方が垣間見られる。その問題というのは、生涯学習の基礎とは表現されているものの、学校教育における音楽学習は、生涯学習のカテゴリーに含まれてはいないといっているように文章が表現されていることである。ましてや、「音楽Ⅲ」という高等学校芸術科における音楽分野の発展的科目のみこの語句を使うことは、生涯学習の概念の消極的適用といわざるを得ない。それは、全国の高等学校のうち何校の学校でこの科目を教育課程におき、何人の高校生が履修しているかという現実を理解できれば、該当者が極めて少ない環境下における「生涯にわたって」の使用という意味において、容易に推測できよう。したがって、第8次学習指導要領で、普通科、専門学科などを問

わず、全高校生にとっての選択必修科目である「音楽Ⅰ」にこの語句が使用されたことは、高等学校における音楽学習が、教育内容の編成基準を定める法令上からも生涯学習の一部と明確に位置づけられ、教育の生涯化という視点からも、極めて意義深いものである。つまり、音楽振興法の理念が、学校教育においてようやく浸透してきたといえるのである。

さて、あらためて第8次学習指導要領解説の文言で、「生涯にわたり」の意味を確認しよう。この語句を加えたことについて、以下のように説明されている。

「従前は「音楽Ⅲ」の目標にのみ示していたが、生涯学習社会の一層の進展に対応して、生涯にわたって音楽への永続的な愛好心をはぐくんでいくことを重視し、「音楽Ⅰ」の目標にも明記した¹³⁾。」

この説明からも、生涯学習の一環としての音楽学習が音楽振興法以外の法令のなかに明文化したのものとして、価値のある目標であることがうかがえる。

次に、「音楽文化についての理解を深める」について考察する。

音楽文化という語句が高等学校学習指導要領に用いられたのは、1956年改訂版という早い時期からであるが、その後は、特に「音楽Ⅲ」の目標として、「音楽文化を尊重する態度を育てる」などという記述を伴って使用されていた。

第7次学習指導要領では、初めて「音楽Ⅱ」の目標に「音楽文化についての理解を深め」というように使用され、第8次学習指導要領の「音楽Ⅰ」とほぼ同じ表現の記載が見られるようになる。

第8次学習指導要領で大きく扱いが変わった理由は、「音楽Ⅰ」を含む芸術科の目標のなかに、「芸術文化についての理解を深め」という新たな標記が加わったことによるものが大きい。解説によれば、「我が国の芸術文化に対する理解を深め、愛着をもつとともに、我が国及び諸外国の芸術文化を尊重する態度の育成を重視することは、本来、芸術科の重要なねらいであり、今回の改訂では、このことを目標の中に規定し、芸術科の性格を一層明確にしている¹⁴⁾。」とある。この新たな語句が芸術科の目標として加わったことが、「音楽Ⅰ」の目標にも使用された直接の原因であるといえる。

そして、この「音楽Ⅰ」の目標にこの表記が加わった理由について、解説ではさらに詳しく次のように説明している。

「今回の改訂で「音楽文化についての理解を深める」ことを加えたのは、人間が生活や社会の中でどのように音楽を生み出し、はぐくんできたかを学習することが大切だからである。音楽は一人一人の思いや感情などを表現したものであると同時に、その表現は社会や文化の有

り様と密接にかかわっている。音楽文化は、人間が社会の成員として、音を媒体としたコミュニケーションを通して作り上げてきた方法や所産の体系と言える¹⁵⁾。」

この記述を見ると、まさに音楽振興法が果たそうとしてきた目的そのものであり、そのための学習環境の整備を、学校教育における教育内容の側面から行おうとしていることが十分にうかがえる。

以上、第8次学習指導要領を考察してきたが、「音楽Ⅰ」のわずか76文字の目標を見る限りにおいても、音楽振興法が制定されて以来の綿々たる「音楽文化振興のための学習環境の整備」という課題に対し、その理念が浸透し必要な支援がなされるようになってきた状況にあるといえるであろう。

Ⅶ. 音楽振興法と新教育基本法

音楽振興法は1994年に制定された法律であるが、前章までの考察で見てきたように、学習指導要領においては、2008～09年に改訂された第8次学習指導要領になって、その理念が大きく反映されるようになったといえよう。

一方で、この法令の他にも第8次学習指導要領に直接大きな影響を与えたものがあることにきちんと触れないわけにはいかない。それは、前章でも紹介した、2006年に全部改正された教育基本法である。

新教育基本法は、日本教育法制の根幹を占めてきた旧教育基本法を、現代的な様々な問題に対応できるものとして変えようという議論のもと、旧法では規定していない新設の条項を含む新しい法律となって制定されたのである。その新設の条項の一つが、生涯学習に関する規定である。

生涯学習の文言は、「生涯学習の理念」として新設された新教育基本法の第3条に掲げられており、その内容は以下のとおりである。

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない¹⁶⁾。」

教育基本法の全部改正は、時期的にいえば第8次学習指導要領の改訂作業の取り組みの最中に審議されたものであり、第8次学習指導要領そのものには、趣旨が十分に反映されなかったり、また文言等に整合性がなかったりしている部分が見られる。例えば、新教育基本法の条文そのものについて、国民が教育を自治的に創造する主体として位置づけられるような記述になっていないことや^{注9)}、文部科学省が生涯学習に関する権限あるいは予

算の確保をめざしたものである^{注10)}などという意見がある。しかし、生涯学習の文言が教育憲法である教育基本法に、一つの条項として設けられた意味はそれだけでも大きく、学校教育の視点からの望ましい生涯学習社会の到来を願うものにとっては、今後の可能性に大いに期待できるであろう。

そして、一方の音楽振興法は、その同法の条項のなかにおいて、「音楽学習」が学校教育、家庭教育、社会教育、そして文化活動その他の生涯学習の諸活動の四領域を含む包括的な概念ととらえているところに大きな意義をもつ。この音楽振興法の考え方を、一般的な生涯学習の意味をいつでも広義のものとしてとらえられるような拠り所となるようにして、学校教育における音楽教育に携わるものとしては、授業の内容や構成、教材に工夫をこらし、子どもたちの生涯にわたって音楽を愛好する心情を育てていきたいと考える。

Ⅷ. ま と め

生涯学習の思想は、1965年のユネスコの成人教育推進国際会議上で、ラングランらによる生涯教育についてのワーキングペーパーを通じて提唱したことが始めといわれる。日本においても、この提唱の考え方に関連することとして、学校での教育に偏重する危惧について、1966年の中央教育審議会の答申「後期中等教育の拡充整備について」において、次のように触れている。

「後期中等教育の拡充整備を推進するとともに、その成果をさらに継続発展させることができる教育的な環境条件を整備することは、一生を通じての教育という観点からきわめて重要である¹⁷⁾。」

日本における生涯学習の思想は、その後も臨時教育審議会による答申や中央教育審議会の答申を重ね、その時々「自己教育力」や「新しい学力観」などの概念を生み出してきた。その概念は、前回の第7次学習指導要領から「生きる力」としてまとめられ、第8次学習指導要領にも継承されているのであった。

前章までの考察にあるように、生涯学習社会への移行のなかで、第6次から第8次学習指導要領では、生涯学習の理念を含む学習内容の記述が大いに見られるようになった。特に、時期的には新教育基本法が制定されて以降初めて改訂された第8次学習指導要領に、その傾向は顕著である。また、第7次学習指導要領で、「音楽Ⅰ」の目標における柱となる語句の順序に変化があったことは、生涯学習の視点からは大きな変化であるといえる。第6次から第7次の間に音楽振興法が成立したことから、この法律の存在が、人間の生涯にわたる学習の一つの重要な過程としての学校教育における音楽学習の位置

づけを明確にしたといえよう。

もっとも、これらの考察は、法令やその解説書に示されている文章を分析してのものであるので、どこからどこまでが音楽振興法の影響を受けたものなのか、その影響は直接的なのか、あるいはそれを取り巻く社会の変化をも含む間接的なものなのかを断言することは不可能である。

明確にいえることは、これまで述べてきたように、音楽振興法には他の法律にはほとんど見られない貴重な存在価値があることである。それは、音楽学習という語句の定義であり、意味するものの範囲である。生涯学習の一環としての音楽学習を、学校教育、家庭教育、社会教育、その他の文化的な活動のすべてを網羅したものと定義づけている希有な法令として、光り輝いている存在なのである。

一般的に、家庭教育、社会教育については、特に現代社会における人間関係の変化から、そのなかで指し示す力が徐々に小さくなってきているという意見がある。そのような状況のなかでは、近年いろいろな社会問題が浮き彫りになっているものの、学校教育の果たす役割は依然大きく、それ故に新教育基本法にある「生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現」のためには、生涯学習の視点から学校教育の再構築を図る必要がある。第6次学習指導要領のキーワードである「新学力観」や、第7次学習指導要領の「生きる力」というキャッチフレーズは、まさしくその母体となる考え方であり、その考えのもとで本当の意味での主体的、自発的、そして自律的な子どもたちの育成をめざして、個々の教員の意識を変革していく必要がある。その意識を個々の教員が持つことにより、第8次学習指導要領にある、「音楽の幅広い活動を通して、生涯にわたり音楽を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、創造的な表現と鑑賞の能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深める」という音楽学習の活動が実現可能となる。

今後は、生涯学習の視点を意識した具体的な授業プランを作成し、その実践の過程のなかで生涯学習社会における音楽科教育のあり方を論じていきたい。

本研究は、平成21年度北方圏学術情報センタープロジェクト研究（音楽教育グループ）として、研究助成を受けて行われた。

注

注1) 音楽教育振興法とも略される。正式名称は、「音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法

律」(平成6年11月25日、法律第107号)。

注2) 玉木裕「生涯学習の視点からみる音楽科教育－音楽振興法とフィンランドの教育思想をとおして－」『北方圏学術情報センター年報 Vol.1』pp.69-81, 北翔大学北方圏学術情報センター(2009)に詳しい。

注3) 同前に詳しい。

注4) 教育情報ナショナルセンター(NICER)にあるWebページ、「過去の学習指導要領」に詳しい。

URLは、<http://www.nicer.go.jp/guideline/old/>

注5) 文部省『高等学校学習指導要領解説 芸術(音楽 美術 工芸 書道)編 音楽編 美術編』p.10, 東洋館出版社, 東京(1989)に詳しい。

注6) 文部省『高等学校学習指導要領解説 芸術(音楽 美術 工芸 書道)編 音楽編 美術編』p.16, 教育芸術社, 東京(1999)に詳しい。

注7) 学校教育と生涯学習におけるそれぞれの学びの違いについては、八木正一「生涯学習における音楽指導の基本的考え方」『季刊音楽文化の創造 no.22』p.53, 音楽文化の創造, 東京(2001)に詳しい。

注8) 文部省『高等学校学習指導要領解説 芸術(音楽 美術 工芸 書道)編 音楽編 美術編』p.17, 教育芸術社, 東京(1999)に詳しい。

注9) 浪本勝年, 三上昭彦編『「改正」教育基本法を考える－逐条解説[改訂版]』p.44, 北樹出版, 東京(2008)に詳しい。

注10) 市川昭午『教育基本法改正論争史－改正で教育はどうなる』p.275, 教育開発研究所, 東京(2009)に詳しい。

引用文献

- 1) 解説教育六法編集委員会『解説教育六法2008』p.397, 三省堂, 東京(2008)
- 2) 松村明編『大辞林第三版』p.2264, 三省堂, 東京(2006)
- 3) 解説教育六法編集委員会『解説教育六法2008』p.397, 三省堂, 東京(2008)
- 4) 文部省『高等学校学習指導要領解説 芸術(音楽 美術 工芸 書道)編 音楽編 美術編』p.6, 東洋館出版社, 東京(1989)
- 5) 文部省『高等学校学習指導要領(平成元年3月)』p.94, 大蔵省印刷局, 東京(1989)
- 6) 文部省『高等学校学習指導要領解説 芸術(音楽 美術 工芸 書道)編 音楽編 美術編』p.2, 教育芸術社, 東京(1999)
- 7) 文部省『高等学校学習指導要領(平成11年3月)』p.104, 大蔵省印刷局, 東京(1999)

- 8) 文部省『高等学校学習指導要領解説 芸術（音楽 美術 工芸 書道）編 音楽編 美術編』p.16, 教育芸術社, 東京（1999）
- 9) 同前, p.10
- 10) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 芸術（音楽 美術 工芸 書道）編 音楽編 美術編』p.2, 教育出版, 東京（2009）
- 11) 文部科学省『高等学校学習指導要領』p.98, 東山書房, 京都（2009）
- 12) 文部省『高等学校学習指導要領解説 芸術（音楽 美術 工芸 書道）編 音楽編 美術編』p.57, 教育芸術社, 東京（1999）
- 13) 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 芸術（音楽 美術 工芸 書道）編 音楽編 美術編』p.11, 教育出版, 東京（2009）
- 14) 同前, p.8
- 15) 同前, p.12
- 16) 解説教育六法編集委員会『解説教育六法2008』p.44, 三省堂, 東京（2008）
- 17) 中央教育審議会『後期中等教育の拡充整備について』（第20回答中）,
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuuou/toushin/661001.htm（1966）

Changes in High School Curriculum Guidelines from the Perspective of the Law for the Promotion of Music Culture¹ —Comparing goals of the curriculum guideline “Music I” between 6th and 8th—

Yutaka Tamaki Hokkaido Ishikari Shoyo High School

Abstract

With consciousness of the transition to a lifelong learning society, the Law for the Promotion of Music Culture¹ (1994) is intended to improve music education environments through school and social education and to promote music culture in Japan. For that reason, the Ongaku Bunka Souzou (Music Culture Creation) Foundation was established. Their activities, however, remain primarily limited to social education, centering on fields outside school education.

Meanwhile, for school education, curriculum guidelines regulate and indicate the formulation standards of educational content and learning items. What changes has the Law for the Promotion of Music Culture brought about to curriculum guidelines?

This study undertakes consideration of the effects of the idea of the Law for the Promotion of Music Culture on school education through examination of changes in goals of subjects and courses in the curriculum guidelines. Future music education in school education is closely examined by scrutinizing the curriculum guidelines from the perspective of lifelong learning.

Key words : music education, the Law for the Promotion of Music Culture, Curriculum Guidelines, lifelong learning, the new Fundamental Law of Education

¹ The Law concerning the Improvement of the Learning Environment for the Promotion of Music Culture (Law No. 107, November 25 th, 1994).